出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

「価格交渉促進月間」について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申 し上げます。

(別紙)のとおり中小企業庁からの「価格交渉促進月間」に関する情報が、(一社)日本冷蔵倉庫協会から神奈川県冷蔵倉庫協会を通してありましたのでお知らせいたします。

【周知依頼】2023 年9月の「価格交渉促進月間」の実施について (中小企業庁)

関係事業者団体代表者 殿

政府では、価格交渉が頻繁に行われている時期である 9 月と 3 月を「価格交渉促進 月間」と定め、発注側企業と受注側企業の価格交渉、ひいては価格転嫁を促進して います。

弊課では「価格交渉促進月間」の後、30万社の下請事業者の皆様方を対象にアンケート調査を実施し、調査結果を公表しています。

https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230620002/20230620002-1.pdf

(2023年3月の「価格交渉促進月間」における業種別やコスト別の交渉・転嫁状況の調査結果)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202303/list.pdf

(2023 年 3 月の「価格交渉促進月間」における発注側事業者別の交渉・転嫁状況の公表リスト)

引用元: https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html (中小企業庁 HP 価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果)

また、交渉と転嫁の実施状況が芳しくない発注側事業者には、事業所管大臣から経営トップに対する指導・助言も行っています。

9月の「価格交渉促進月間」におかれましても、昨今の原材料価格やエネルギー価格、労務費等の上昇分を下請中小企業が適切に取引先に価格転嫁できるよう、発注側企業と受注側企業の価格交渉を促進していきます。

つきまして、貴団体におかれましては、添付の周知依頼文について、会員企業等に対して周知を頂きますように、お願いいたします。

ご不明点等がございましたら、以下までご連絡下さい。どうぞ宜しくお願いいたします。

<連絡先>

中小企業庁事業環境部 取引課 川森、原、野中、中島

メールアドレス:s-chuki-torihiki@meti.go.jp

外線:03-3501-1669

経済産業省

官印省略20230810中第6号令和5年8月29日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣 西村 康稔

2023年9月の「価格交渉促進月間」の実施について(周知依頼)

平素より、経済産業政策の推進及び下請取引の適正化に御理解・御協力を賜り、誠に ありがとうございます。

現在、政府では、新しい資本主義の実現に向け、成長と分配の好循環を生み出すべく、 民間企業による賃上げの環境整備に取り組んでおります。我が国の雇用の約7割を支える中小企業における賃上げを実現するためには、**下請中小企業が付加価値を確保できるよう、コストの適切な価格転嫁**が必要不可欠です。特に昨今、原材料価格やエネルギー価格、労務費等が大きく上昇しており、下請中小企業への<u>しわ寄せを解消し、これらコスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担</u>するためにも、価格転嫁の実現は喫緊の課題です。

政府としては、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と定め、その月間の終了後には、**実際に価格交渉及び価格転嫁が出来たか、下請事業者からのアンケート等によって** フォローアップ調査を実施し、その調査結果を取り纏め、内容を充実させつつ公表しているほか、**評価が芳しくない事業者に対しては、事業所管大臣名で代表者に対して指導・助言を行い、改善を促す**等、取引適正化に向けた取組を強化しております。

来る9月においても、「価格交渉促進月間」を実施致します。交渉・転嫁の実践、その後のフォローアップ調査や指導・助言等による改善といった「実践と改善のサイクル」を通じ、**価格交渉及び価格転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着**を図ってまいります。

貴団体におかれましては、**本要請文を各会員企業に周知いただき、特に下記の点につ いて御依頼いただきますよう**、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、<u>代表者の方から現場の調達</u> 担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し 上げます。

なお、政府では、サプライチェーン全体の価値の増大、共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の取組を推進しております。同宣言をまだされていない企業におか

れては、宣言の実施について御検討いただくようお願い申し上げます。既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ一層の浸透を図っていただくよう、お願い申し上げます。

記

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注側企業におかれては、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、<u>受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じる</u>など、サプライチェーン全体の競争力向上、共存共栄の関係の構築に向け、適切に御対応いただきたいこと。

2.フォローアップ調査(受注側中小企業への調査)に対する御協力

9月以降、受注側中小企業を対象に実施予定の下記調査の依頼があった場合、対象となった中小企業におかれては、積極的に御協力頂きたいこと。

- (1) アンケート調査(受注側中小企業30万社程度に対して配布。最大で3社、主要な 発注側企業を指定していただき、1社ごとに価格交渉や価格転嫁の状況について 御回答いただく予定)
- (2) 下請 G メンによる重点的なヒアリング (受注側中小企業 2 千社程度へのヒアリング。価格交渉や価格転嫁の実態を聴取させていただく)

また、本フォローアップ調査結果を踏まえ、更なる価格交渉・転嫁の促進に向け、下 記を実施する予定です。

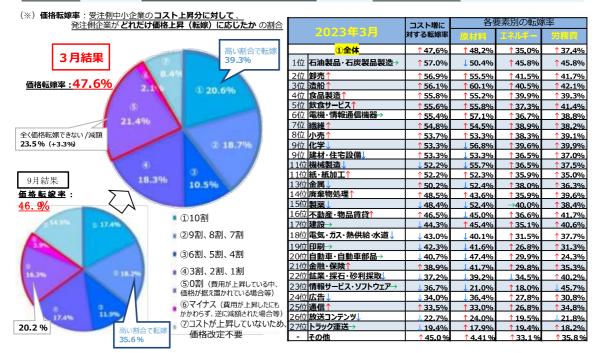
- ① 業種ごとに、親事業者の対応や<u>価格転嫁率を算出して順位付け</u>し、<u>良い事例や問</u> **題のある事例と併せて公表**すること(参考1)
- ② 多くの受注側中小企業から回答があった親事業者について、企業ごとの「回答企業数」、「価格交渉の回答状況」、「価格転嫁の回答状況」のリストを公表すること(参考2)
- ③ 受注側中小企業からの価において、<u>価格交渉や価格転嫁の実施状況が芳しくない発注側企業を特定し、</u>その企業の代表者の方に対して、下請中小企業振興法に基づき、<u>事業所管大臣名での「指導・助言」を実施し、</u>改善を促すこと(2021年9月:10数社に対して指導・助言。2022年3月:20数社。2022年9月:約30社。)
- ④ 独占禁止法や下請代金法の違反が疑われる事案については、公正取引委員会と中 小企業庁が連携して対処すること

※これらは、発注側企業によって、<u>回答いただいた受注側中小企業が特定されることのないよう、厳しく情報管理するとともに、事例の公表に当たっても十分な匿名化の上、実施</u>します。 また、親事業者への「指導・助言」の実施や、リストの公表に当たっては、個社の回答のみをもって実施することはなく、複数から回答があった場合のみ実施しますので、受注側中小企業におかれては安心して御回答ください。

以上

【参考1】価格交渉促進月間(2023年3月)の実施結果①

価格転嫁率 (※) は昨年9月046.9%から、47.6%へ微増。 高い割合で価格転嫁できた企 業が増加した一方、全く転嫁できない企業も増加するなど、二極化が進行。



【参考2】価格交渉促進月間(2023年3月)の実施結果②

- ○フォローアップ調査において、10 社以上の受注側中小企業から「主要な取引先」として挙げ られた発注側企業について、「①回答企業数」、受注側中小企業からの「②価格交渉の回答状 況」、「③価格転嫁の回答状況」について整理してリスト化。
- ○受注側中小企業からの回答を点数化し、その平均値(= (個別の受注企業からの回答を点数 化し、その総和) /回答企業数) を、以下のア、イ、ウ、エの4区分に分類・整理。

ア 回答の平均が7点以上

イ 回答の平均が7点未満、4点以上

ウ 回答の平均が4点未満、0点以上 エ 回答の平均が0点未満

(※前々回 2022年9月の月間の調査結果を踏まえた企業リスト (例))

法人番号	発注側企業名	①回答	②価格交渉の	③価格転嫁の
		企業数	回答状況	回答状況
1010001000006	五洋建設株式会社	19	ウ	ウ
1010001008668	JFEスチール株式会社	16	ア	7
1010001067912	株式会社NTTドコモ	10	1	ウ
1010001088181	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	13	1	7
1010001092605	ヤマト運輸株式会社	28	1	ウ

【参考3】関連資料 URL

(1) 2023年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果

https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230620002/20230620002.html

(2) 下請中小企業振興法「振興基準」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/zenbun.pdf

下請中小企業振興法「振興基準」(2022年7月改正)(関係部分のみ抜粋)

- 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
- 1 対価の決定の方法の改善
- (1)取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、<u>親事業者及び下</u> 請事業者が十分に協議して決定するものとする。(後略)
- (2) <u>親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。</u>親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。
- (3) <u>親事業者は、業種、地域等に応じた一般的な賃金の引上げ水準を十分に考慮しつつ、下請事</u> 業者との間の取引対価を決定するものとする。(後略)
- (5)親事業者は、(中略)、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。
- (6) 親事業者は、(中略)、**客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請(原価低** 減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。)を行わないものとする。(後略)
- ※令和4年7月の下請中小企業振興法「振興基準」の改正概要は、下記のとおり。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/r4 overview.pdf

- (3)「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト https://www.biz-partnership.jp/
- (4)「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組、 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果

 $\underline{https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html}$

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html